

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	南10西3丁目地区における不動産鑑定評価依頼
発 注 課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選定事業者	一般財団法人日本不動産研究所 北海道支社長 石川 勝利
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
不動産鑑定評価業務の遂行には専門的知識を要するため、不動産鑑定士に依頼を行う必要がある。同業務の報酬額は、国土交通省用地対策連絡協議会の不動産鑑定報酬基準に定められており、一般的に価格による競争性は働かないことから、本市では競争入札には適さないものとして随意契約（特定）とすることが通例である。 この度依頼する南10条西3丁目街区の不動産鑑定評価業務（以下、「本業務」という。）については、現在発注しているMICE施設整備基本計画策定支援業務の検討状況に合わせて事業スキームを判断するため、可及的速やかに本業務が履行される必要があることから、正確かつ迅速な業務遂行が求められる。 選定事業者は、過去に本業務の鑑定対象地の不動産鑑定評価を実施しており、他鑑定事務所よりも短期間での業務履行が可能であると判断される。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、選定事業者を契約の相手方とする特定随意契約とするもの。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）
出席委員	観光・MICE推進部長 北川 雄次郎 観光・MICE推進課長 西田 隆光 推進係長 瀬戸川 貴嗣

決定確認欄	令和6年10月22日	
委 員 長	書 記	
観光・MICE推進部長 北川 雄次郎	一般事務職員 金子 晃久	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、出席委員欄及び決定確認欄（委員長欄及び書記欄を含む。）に斜線を引いて使用すること。